

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公務旅行における「高知県貸切バス利用促進事業費補助金」の
利用の自粛について（通知）

このことについて、中山間振興・交通部交通運輸政策課から、令和 2 年 10 月 6 日付け事務連絡「高知県貸切バス利用促進事業費補助金のご案内について」が各小中学校等に送付されていると思います。同課に対し、補助金の趣旨等について確認し、公務旅行における事業の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

記

1 公務出張における取扱い

この事業は、公費を財源として行われるもので、職員が公務出張として使用した場合の貸切バス代に補助金が充当されることは想定されておらず、観光庁の「G o T o トラベル事業」等と同様、公務旅行においてはこれらの事業の適用を受けないこと。

令和 2 年 7 月 29 日付け 2 高教福第 576 号「公務旅行における観光誘客キャンペーン事業の利用の自粛について」により通知したとおり、観光庁の「G o T o トラベル事業」や本県の「高知観光リカバリーキャンペーン交通費用助成事業」等については観光誘客という事業の趣旨を踏まえ、公務旅行においてはこれらの事業の適用を受けないこととなっている。

2 留意事項

児童生徒の貸切バス代については適用して差し支えありません。引率旅行にかかるバス代の算出方法については、平成 21 年 3 月 16 日付け事務連絡にて示しておりますが、児童生徒に適用させる場合の計算方法については次のとおりです。

- ① まず、通常の計算方法により、教員等の負担総額を算出する。
- ② バス代請求額から、①で算出した教員等の負担総額を引き、児童生徒の負担総額を算出する。
- ③ ②で算出した児童生徒の負担総額から、本事業によって補助される額を引く。
- ④ 児童生徒の人数で除し、1 人あたりの負担額を算出する。
- ⑤ ④の時点で端数が生じた場合は、教員等で適宜調整する。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-821-4725